



第六卷 第二號

大正十年四月一日發行

(通卷第二十二號)

研 究

版籍奉還始末の研究 (中)

澤 田 章

四 伊藤博文の國是綱目

借木戸の版籍奉還建議に就きては、岩倉公等は同意であつたが、この事稍外に漏れ物議紛起の端を開かんとしたが爲に、大事を誤らんことを懼れ、姑く此議を閣すといふのは「岩倉公實記」に見えて居る。この實記の文は岩倉公の秘書役であつた山

本復一氏の起草せられたものであるが、(實記全體としては多田好問氏の執筆に成ると云ふ)當時の事情右様の次第であつた事は、後に引用する木戸の文にも之を徴するに足るものがある。山本氏は明治十七年岩倉公の事蹟調査を命ぜられ、其編纂事業に關係して居たのであつて、明治初年の會計

に關する記事等は殆んど氏の起草になつたものである。既にして、元年三月車駕親征のことあり、蹕を大阪に駐め給ふことゝなつたが、四月木戸は下阪の命を受くるに及んで東本願寺なる行在所に參仕し、茲處に三條岩倉兩卿を始め、後藤象二郎、小松帶刀等と大に皇國の前途に就きて劃策し、同月十六日岩倉公の旅館に於て愈制度一新の議を評決したのである。木戸が平生熟考する所のもの漸く其目的を得たりとは彼の日記に記する所であつて、その續きに「岩條二卿へは曾つて内密建言せし件もあり、其數件は日を刻して行はれんことを思ふ、竊に感喜に不堪なり」とあるが、或は版籍奉還建議の事などもこの中に籠つて居たのではなからうかと思はるゝ。それは兎も角當時長崎にあつた外國事務局判事井上馨は浦上村の耶蘇教徒處分問題等に關し、朝裁を請ふ爲に上阪したのであつたが、朝廷に於てはこの教徒處分問題に就きて

行在所に大評議を重ねたる結果、閏四月六日木戸を長崎に遣はして其處分を行はしむることゝなつた。仍つて木戸は是月十二日井上と共に神戸より發航し、途中木戸は山口に立寄り、滯留約一ヶ月に及んだのである。木戸がこの歸藩の目的は兼ねて朝廷に於ける諸般の事情と藩國に於ける事情とは自から異なるものがあつて、相互に意志の齟齬疏通せざる點あるを融和するに努むると共に、又彼の宿論たる版籍奉還を實現するには、先づ藩主に説き、次を以つて之を諸藩に及ぼすが捷徑であると考へたからであつた。後年のものではあるが九年五月木戸が三條太政大臣に呈した意見書の中に維新の名實を全からしむるは至正至公の心を以て、七百年來の積習を一變し、版籍奉還を行ふの外なしとの議を密に殿下に獻じたりしが「此議當時の以て至難とする所にして言又微しく外に洩るゝを以て事未成るに至らず、徒に物議洵々、或は

禍せんことを恐れ、敢て以て他人に語らず、竊に思ふ、舊主毛利敬親は深く志を國家に存し、其初敵兵を四境に受け、圍城中に孤立すること六年、防長二國を擧て以て國事に供せり、其至誠の心既に此の如し、宜しく先づ敬親に説き、次を以て之を諸藩に及さば以て成るべしと。乃ち暇を請ひ、國に歸り、切に將來の國是を陳論す」とあるは、能く當時の事情を語るものである。乃ち彼は閏四月十四日藩主敬親に謁して、今日天下の大勢容易ならざれば、内外一致して皇國の爲に盡さざるべからざる所以を言上し、更に同月十七日復た藩主に謁し、朝廷並列藩の情實大義名分の歸する所、版籍奉還の機を失すべからざる所以、且つ藩公の上京せらるゝことに就いて其緩急を言上したのである。中原邦平氏の「版籍奉還廢藩置縣之始末」には閏四月十二日(これは十四日の誤植なるべし)孝允は藩主敬親に謁して天下の大勢を説き、版籍奉還の已むべからざ

る所以を陳述し、尋いて同月十七日世子廣封の三田尻に歸着するに及び、孝允往いて之に謁し、大義名分の歸する所、版籍奉還の時機失ふべからざるを説くとあるが、これは木戸の日記を誤讀せられたのであらう。彼の日記には左様のことは見えて居らぬ。即ち十四日の條には「君前に出ス、今日天下之大勢不容易、内外一致今時機ヲ不可失之次第ヲ上言ス」云々とあり。又十七日の條には、「世子君三田尻に御歸着遊シコト告來ル、四字頃登館拜謁、朝廷並列藩ノ情實大義名分之歸スル所諸侯爲朝廷ニ可相盡コトハ尤時機不可失ノ理、君上御上京ノ緩急ヲ言上ス」とあつて、此日世子三田尻に安着の報を得たのである。四字頃登館拜謁は世子に拜謁したのではない。尙ほ同氏著「伊藤公實錄」の中にも之と同様の意味が書いてある。殊にこの實錄は史實の前後混亂せる記事が尠くないのは遺憾である。

右の如く木戸は藩主に版籍奉還の必要を説いたが、當時長藩内の有様は如何といふに、木戸等の舉動に對して、危懼異論多く、畢竟彼等は朝廷の爲に盡して、藩國の利害を顧みざる奴なりと誹るものがあつた。木戸は之を聞いて、天下の大勢に暗きもの多きを慨嘆し、一詩を賦して、之を福田悠々に贈つた。其詩に曰く、

人間恰似黃梅節 半日陰晴不可知

七百年來時稍到 危疑尙恐誤機宜

斯くて五月十日木戸は馬關より航して長崎に赴き、滯留十數日、耶蘇教徒の處分を了するに及んで、同月二十九日神戸に歸着し、直に伊藤の寓を訪ひて時事を談じ、即日大阪に入った。丁度この前日を以て藩主毛利敬親は上京せられたのであつた。而して木戸の西下中即ち五月、伊藤は版籍奉還の議が未だ廟謨とならざるを慨し、時局の急轉を促さんが爲に、兵庫より上京し、國是綱目なる

ものを朝廷に建白したといふことである。今左にこの説に就いて専ら論じてみやうと思ふ。

前に引用した「藤公餘影」に據れば、國是綱目は伊藤公之を起草し、郡縣制度之事、兵力及財政統一之事、教育之事等を詳説し、何禮之をして文章字句を多少添削せしめ、元年五年伊藤は之を懷にして、陸奥宗光、中島信行の兩人を隨へて上京し早速之を朝廷に上つた。其時座に三條岩倉兩公を初め、西郷、大久保、廣澤、後藤等あり、後藤高聲に之を讀上げたるに、一人として其可否の論を唱ふるものはなかつた。恰も當日は宮中に於て、何か祭典があつたとかで、前記の議定參與等は何時の間にか皆席を去り、残るものは伊藤等三人のみとなつた。それ故致方なく退出せんとし、不圖參與職の詰所へ立寄つたが、其際御下賜の重詰御料理があつたのを見て、三人は無斷にて之を頂戴飽食して歸つたとある。右の建白書を即座に參與が

讀上げると云ふのは、實に笑止な話である。第一是頃三條公は關東大監察使として江戸に滞在し、西郷も共に江戸に居たのであつて、京都に居る筈がない。後藤は參與であつたが、是月二十三日大阪府知事の職を假攝することゝなつたのであるから、若し當時後藤が朝廷に居たとすれば、即ち二十三日以前の事に屬するのである。

「孝子伊藤公」にも、同じく元年五月伊藤が上京して國是綱目を朝廷に上つた事を記し、其綱目の中には兵制の統一とか財政學制の統一とか、封建廢止の事迄論じてあつて、政體大改革論の急先鋒をした。それが爲に伊藤は愈反對派の攻撃の燒點となつたとあつて、其註に左の記事がある。

此頃中島作太郎信行、田中顯助光顯、何禮之ナド伊藤公ニ從ツテ神戸ニアリ、陸奥陽之助宗光ハ大阪ニ居タケレドモ、矢張公ノ下僚デアツタ。公ハ急激ノ改革論ヲ唱ヘテ此等ノ諸人モ之ニ和シテ居ツタ。其ノ爲メ當

時京阪間ニ「兵庫論」ト云フ執語ガアツタ。公等ノ急激ノ急激論ヲ指シタモノデアル。國是綱目ハ公ノ立案ヲ何禮之ガ筆ヲ執ツタモノデアツタガ、其草案ハ散逸シテ見當ラヌ。惜シキコトヲシタト公ノ言ハレタコトガアル。國是ノ綱目ハ公自ラ陸奥中島二人ヲ從ヘテ上京シテ朝廷ニ上ツタ。嘗テ陸奥ヨリ著者ガ聞イタ咄シニ其時伊藤ト吾輩ナドハ身分ガ違フカラ、伊藤ガ太政官代ノ門内マデ乘馬ノマ、入ツテ行クノニ、吾輩ナドハ徒歩デ隨行シタノハ馬鹿々々シカツタト。

伊藤は初め外國事務掛より、外國事務局判事となり、元年五月の三日には大阪府判事兼外國官判事に轉じ、更に同月二十三日兵庫縣知事となつた。是日中島信行を東條慶治と共に兵庫縣判事に任せられた。即ち後藤が大阪府知事を假攝するに至つたと同日である。又田中光顯伯は六月十七日（一に七月十四日）始めて、兵庫縣權判事に出仕したのである。して見ると五月頃、田中伯は伊藤に從つて兵庫縣にあつたか否やが疑問である。田中伯

に一度面會を得て當時の御話を承りたいと兼々思つて居るが、未だ之を果さない。又陸奥宗光は大阪外國事務局權判事より五月四日會計官權判事に轉じた。尤も會計官權判事といつても主として大阪會計官出張所に居たのであるから、之は別に問題にならない。然るに明治三十年伊藤公の講演せられた「本邦憲法制定之由來」の中には姫路藩の版籍奉還建議のあつた後に、その處置に對する意見として、國是綱目を朝廷に建白したとあつて、五月ではないやうである。其大要を言へば「姫路藩より謹んで版籍を奉還致したいと云ふ建白が出たこの建白に對して朝廷では如何なる御處置があるかと見て居たが何事も行はれぬ。それで後藤に催促してやつたこともあつたが、中々採用になるやうな氣色がない。依つて自分は京都に出掛て、當時の執政者たる數人に面會し、是非封建制度を廢さなくてはならぬ。兵馬の權力を朝廷に歸せなく

てはならぬと云ふことに就いて、國是綱目といふものを書いて出した。今は殆んど其草稿を失つて仕舞つたが、其時分私に附隨して、同行した人は陸奥、中島、田中等で、皆同志で、其建議を出した。」とある之に據れば姫路藩の建議の處置に對する伊藤の意見書即ち國是綱目であるかのやうである。而しながら姫路藩の建議に對する意見書と國是綱目とは全く別なものである。(この事は後節に詳述す)それ故右の伊藤公の講演は兩者を混同して記憶せられた錯誤たるは明かであるが、茲に所謂國是綱目なるものは元年五月朝廷に上つたと明言されて居ない事と、この建白をなすに當つて、伊藤公は陸奥中島の二人のみを同伴した如く言はれて居ない事は「藤公餘影」孝子伊藤公の二書と異なる點である。要するに「藤公餘影」は明治四十二年伊藤公の談話を筆記したものであるは前に述べた通りであるが、同一人の實話に於ても、

年月の隔絶するに従つて非常の相違を知ることが出来る。「孝子伊藤公」も亦伊藤公の實話について記述せられたのに相違なからうと思ふが、其實話の年代は明かに知る事が出来ぬ。諺に三人三様と云ふが是は一人三様の話で何れを是とすべきかに迷はざるを得ぬのである。幸に右の國是綱目の添削者或は執筆者と稱せらるゝ何禮之氏は今尙ほ瞿鑠、餘世を小田原に養はれつゝある。何氏とは兼ねて昵懇の間なるを以つて、偶本邸に歸られし際訪うて、當時の懷舊談を承はつた事も一度ならずある。氏の談によれば、伊藤が國是綱目を朝廷に建白したのは、二年正月のことであつて、元年五月頃にそんなことのあるべき筈がない。自分が兵庫縣に始めて出仕したのが、元年五六月の頃で、小松帶刀の勸説に従つたのである。伊藤が國是綱目を建白せんが爲に上京するに就いて、同行したのは中島信行、陸奥宗光、田中光顯自分も之に加は

つて居たが、其外まだ土佐の橋本基之助、大江卓なども居たやうに思つて居る。途中牧方の某旗亭に休息して、茲處で伊藤の立案に成る綱目を皆の意見で修正した。自分が此建白書の執筆者といふわけではない。何んでも數ヶ條の個條書にしたもので、簡單なものであつた。其草案は陸奥が懷中にしたと覺えて居るが、その後どうかなつてしまつたのであらう。それから此建白書を以つて、愈々京都に入ると、京都では横井小楠が暗殺されたといふので、非常の騒ぎの時であつたと云ふ事である。横井小楠の暗殺せられたのは二年正月五日である。

明治三十七年三上博士が史學會で講演せられた「版籍奉還に關する一問題」と云ふのが史學雜誌第十五篇六號に掲載せられて居るが、其中には姫路藩の建議の處置に對して伊藤侯は元年十二月頃堂々たる長文の意見書を朝廷へ出された。然るに朝

廷では其後もまだ何とも御處置がない。そこで伊藤侯は要路者を誘説する爲に京都へ出られた。故陸奥宗光伯、中島信行男なども同道であつて、又其時の隨行であつて、今は神戸に居らるゝ波多野央君の話によれば、出京は二年正月十三日との事ですとある。去りながら姫路藩の建議の處置に對して伊藤が意見書を朝廷に差出した後に於て、更に之に關して要路者を誘説するために、又伊藤が出京したと云ふ事は未だ聞かない說で、伊藤公の實話にも左様に見えて居ないやうである。乃ち伊藤の出京は國是綱目を建白する爲で、姫路藩の建議の處置に對する爲めではなかつた。前に擧げた伊藤公の講演は姫路藩の建議の處置に對する意見書即ち國是綱目なりとし、三上博士は姫路藩の建議の處置に對して伊藤は堂々たる意見書を差出したが其後も尙ほ朝廷に於て何等の處置がないから二年正月伊藤は上京するに至つたと云ふのである

が、これは國是綱目を建白する爲に伊藤の上京した事を混同せられたものと思ふのである。要するに波多野氏が伊藤の出京を二年正月と明言せられて居るのは。何禮之氏の談と當に符合する所である。但し入京の日が五日であつたか、十三日であつたかは尙ほ研究を要する點である。

以上諸說に就いて考ふれば「藤公餘影」「孝子伊藤公」の元年五月伊藤が國是綱目を建白したと云ふ說は何等根據のあるものではない。同一伊藤公の實話が色々に傳へらるゝに至つた點より見れば國家學會の講演が比較的年月の古いだけ、より多く實說に近いやうに思はるゝのである。乃ち姫路藩の建議の處置に對する意見書即ち國是綱目と誤認せられて居る點を除いては、五月頃に國是綱目を建白したと云ふやうなこともなければ又隨行者が隆與中島の兩人のみであつたと云ふやうなこともない。此等の點に於て何氏の談に符合する所が



多い。尤も何氏の説の全々信據するに足るものなりや否やは更に之を徵證するに足るものがなくてはならぬ。それ故予は極力諸種の文書記録を精査し、其結果漸く數年前國是綱目なるものを發見しこの建白が二年正月なることを確めたのである。

是に於て其後一日何氏を訪うて、右の國是綱目を示した所が、何氏は手を打つて喜ばれ、一讀全く之に相違ないといふ證明を得た。實は其當時早速にも之を世に公表したいと思つて居たが、荏苒遂に今日に及んだのである。即ちこの建白書には二年正月とあるのみで日付はない。而して其内容は左の如く施政の要領を綱目六條に臚列してある。

第一條綱目曰ク列世ノ連綿タル皇統ヲ奉戴シ之ヲ國家萬民ト俱ニ永世不朽ニ傳ヘ、縱令ヒ如何ナル政治ノ變アリト雖ドモ上下誓テ立君ノ體裁ヲ變ス可ラズ目ニ曰ク、各國基ヲ立以テ其國脉ヲ維持シ、萬民之ヲ奉ジ賴テ以テ自安スル處ノ者必本ツク所アルナリ

恭惟ミルニ我皇朝ノ如キハ神孫連綿開闢以來未曾絶是則萬世不易ニシテ君臣ノ分自カラ明ニ萬民仰ヒテ以テ累世ノ聖德ニ信服シ上下依テ以テ安シ他邦萬國沿革不一朝爲君夕爲臣ノ國トハ天壤ノ別アリ是則立君ヲ重ンズルノ國體ト爲ス我議ヲ待テ明ニセザルナリ

第二條綱目曰ク全國政治兵馬ノ大權ヲ朝廷ニ歸セシムルヲ目的トシテ、勉テ區々偏頗ノ制ヲ除キ萬民ノ方嚮ヲ一定セシム可シ。目ニ曰ク、海外諸國ト並立シテ文明開化ノ政治ヲ致サシメ天性同體ノ人民賢愚其所ヲ得、上下均シク聖明ノ德澤ニ浴セント欲スレバ唯全國ノ政治ヲシテ一齊ニ歸セシムルニ若ク者ナシ、夫之ヲ一齊ニ歸セント欲スルヤ、方今ノ如ク各藩各自ニ兵權ヲ擁シ互ニ相抗衡スルノ弊ヲ除テ其權ヲ朝廷ニ歸シ、政令法律一切朝廷ヨリ出テ苟モ之ヲ犯スモノナキニ至ラザレバ海内ノ人民ヲシテ偏頗ノ政令ヲ免レシメ悉皆歸一ノ德化ニ服セシムル能ハズ、故ニ大ニ各藩ニ令シ其兵權政務ヲ返還セシメ、其藩主ヲシテ公卿ノ列ニ就

カシメ、我皇國ノ貴族家ト稱シ、各國議事ノ體裁ニ彷彿  
ヒ上院ノ員ニ備ヘ其藩士モ亦各其所ヲ得セシム可シ  
第三條綱ニ曰ク、天地自然ノ理ニ隨ヒ博ク世界萬國ト  
交通シ信ヲ他邦ニ失ス可ラズ。

目ニ曰ク、人間ノ交際ハ患難相扶ク、喜歡相樂ミ、共  
ニ天地ノ通義ヲ全フスルニ在リ、此理ヲ擴充スル時  
ハ世界萬國交易ヲ務メ、有無相通スルコト亦天地自  
然ノ理ナリト云フベシ、然レドモ其風俗人情各小異  
アルヲ以テ此ヲ喜ビ彼ヲ憎ムノ情實ヲ免レズ然リト  
雖モ政府ノ大體ニ至リテハ獨リ天理ニ從ヒ、衆庶ニ  
代リ、節度其宜ヲ失ハズ懇信ノ實ヲ行ヒ、彼此ノ強  
弱盛衰ヲ以テ敢テ其交際ノ一道ヲ易ヘズ、我國威ヲ  
張リ、彼ノ凌辱ヲ受ズ永世國民ノ便利ヲ圖ルベシ。  
第四條綱ニ曰ク、博愛ノ心ニ基キ人命ヲ重シ萬民ヲ視  
ルニ上下ノ別ヲ以テ輕重ス可ラズ、人々ヲシテ自在  
自由ノ權ヲ得セシム可シ。

目ニ曰ク、衆庶ノ世ニ在ル貴賤賢愚皆異殊アリト雖  
モ天地ノ通義ヲ保チ、其生命ヲ重ンスルニ至ツテハ

固ヨリ差別アルコトナク、政府モ亦之ヲ恣ニスルノ  
權ヲ執ル可ラズ、是ヲ以テ貴モ賤ヲ奪フ能ハズ、賢  
モ愚ヲ侮ラズ、各自天命ニ安シ人職ヲ勤メ、士農工  
商悉ク其所ヲ得セシメ、士ヨリ農トナリ農ヨリ工商  
トナルモ亦妨ク可ラズ、況ンヤ彼地ノ民此地ニ移住  
シ、此ノ地ノ民彼地ニ往來スル等總テ自由適意ニシ  
テ之ヲ束縛セシム可ラズ

第五條綱ニ曰ク、全國ノ人民ヲシテ世界萬國ノ學術ニ  
達セシメ、天然ノ智識ヲ擴充セシム可シ。

目ニ曰ク、夫レ耳目鼻口ノ人身ニ具スルヤ、各其  
用ニ適セザル可ラズ、吾人徒ニ鼻口ノ用ヲ爲スヲ知  
テ耳目ノ其用ニ適スルヲ知ラズンバ耳目無キニ同ジ  
カル可シ、目今宇内ノ形勢一變四海交通ノ時ニ當リ  
人々競フテ其耳目ヲ廣メ、一人ヨリ二人ニ及ビ延テ  
萬姓ニ達ス、於是乎歐洲各國ノ如ク、文明開化ノ治  
ヲ開ケリ、今ヤ吾皇國數百年繼受ノ舊弊ヲ一新シテ  
天下ノ耳目ヲ開ク可キ、千歲ノ一機會ニ當レリ、是  
時ニ臨ミ、速ニ人々ヲシテ弘ク世界有用ノ學業ヲ受

ケシメスンバ終ニ人民ヲシテ耳目無キノ末俗ニ陥ラシム可シ、故ニ此回新ニ大學校ヲ設ケ、舊來ノ學風ヲ一變セザル可ラズ、乃チ大學校ハ東西兩京ニ營シ府藩縣ヨリ郡村ニイタル迄小學校ヲ設ケ、各大學校ノ規則ヲ奉シ都城邊僻ニ論ナク人々ヲシテ智識明亮タラシム可シ

第六條綱ニ曰ク、外國ト交際スルニ信義ヲ重ジ全國ノ民心ヲ茲ニ歸着セシメ、政府一定ノ方嚮ヲ知ラシム可シ。

目ニ曰ク、國是既ニ開國ニ一定シ、交誼ヲ各國ニ結ビ、從前ノ條約ニ從ヒ通商貿易彼我ノ人民ヲシテ各其職業ニ就カシメ、互ニ懇親ヲ以テ相交ルニ至テハ全國ノ人民豈其政府ノ國論ニ忤リ區々各自ノ遠論ヲ主張ス可ケンヤ、方今皇國更始一新ノ際、士庶或ハ舊來ノ陋習ヲ免レズ、動モスレバ他邦人民ヲ目シテ以テ夷狄ト爲シ禽獸ト爲シ攘夷ノ說ヲ以テ人心ヲ浮動シ、猥ニ外國人ヲ殺害シ大ニ國難ヲ醸スコト既ニ枚擧ニ暇アラズ、歎スルニ堪ンヤ蓋シ當時政府ノ官

吏ハ斷然確明ノ議論ヲ主張セズ、或ハ其カ爲メニ廟議ヲ變ジ、内ハ則チ世間ノ謗議ヲ壓制スル能ハズ、外ハ則チ外國ノ交信ヲ保全スル方ナク、國論時トシテハ岐分シ、以テ人心方向ヲ定ムルナシ、何ヲ以テ政體ヲ維持シ交信ノ實ヲ著ス可ケンヤ、故ニ今日既定ノ國是ヲ、全國ニ布告シ確乎不拔官民同一ノ公義ヲ順奉シ萬一ニ異說ヲ興張シ世人ヲ煽惑スル者アレバ則是レ亂臣賊子ナリ、宜ク嚴責ヲ加ヘテ國論ヲ明カニシ廟議ノ以テ動ス可ラサルヲ知ラシム可シ。

其他理財ノ要點ヲ明瞭シ歲入出ノ規程ヲ建ル等ハ總テ今日ノ要務ニシテ博文ノ默々ニ付スル能ハザル者ナリ其詳細ノ如キハ垂問ニ應シテ尙ホ之ヲ上言スベシ。

右によつて見れば姫路藩の建議に對する意見書、即ち國是綱目でない事は明白な事實である。

## 五 木戸大久保の提携と版籍

### 奉還の上表

曩に木戸は長崎の使命を果して歸京の途、神戸に上陸し、伊藤と會談した事を述べたが、此時木

戸は姫路松山兩藩が寛典を以て本領安堵の恩命に接した事を聞いて、その處置の不當なるを非常に慨歎したことは彼の日記に見えて居る通りである。彼は此に至つて迅速京都に入るの心なしと言つて居る程であつた。而しながら既に藩主の入京を聞いては、荏苒日を経るわけにも行かぬ。それ故、六月三日大阪より京都に入りて先づ藩主に謁し、翌朝岩倉公に面して西國の近情また天下の形勢より

後來の處置に就きて密議し、同月十五日再び藩主に謁して、天下の形勢情實を具して言上したのである。然るに偶木戸は急速東下の内命を受け、是月十九日愈この大命を拜するに及んで江戸に赴き三條公及大久保、大木喬任、大村益次郎等と會して御東幸に關する要件を凝議し、議決すると共に勿々江戸を去り、七月七日歸京した。而して歸京の即日木戸は藩主に謁して東北の大勢を言上し又御東幸評決の件、東北軍配一定の件等を陳べて高

慮を窺ひ、その翌八日岩倉公に面して奉命の件々を遂一答申したのである。この結果として、同月十七日自今江戸を稱して東京とせんとの詔を發せられ、鎮臺を廢して鎮將府を設けらるゝこととなり、從來幕府の中心地たる關東の施政も始めて其基礎を確立することになつた。是れ版籍奉還廢藩置縣の實行を期する上に於ても當然先決を要すべき問題たるべきものである。

かくて幾もなく、同月二十三日木戸は又藩主に謁して近情を言上し、天下平定後、憂ふべき件々、海内の大方向等の事よりして、實權を朝廷に收むるにあらざれば維新の鴻業も終に成らず、依然諸藩に於て、兵力財力を領有して雄を競ふに至るが如き事あらば、その禍亂測るべからず、國家の大事之に過ぐるものなしとし、我が毛利家は世々勤王の家柄なるに拘はらず、世人は遠祖廣元公が朝廷を補翼せられたる深意を解するもの少なく

廣元は頼朝を佐けて、以て其覇業を翼賛したるものと居る。中興の祖元就公が義を朝廷に唱へ能く大義名分のある所を天下に明させられたのは誠に遠祖の眞意を得たものと云はねばならぬ。而して君公は又夙に勤王の大義を唱へ、皇運挽回の偉業を翼賛せらる、今にして天下の名分を正し、卒先して版籍を奉還せらるれば、諸藩亦之に倣ふべきである。されば之を公にしては國家の禍亂を絶ち、之を私にしては遠祖の眞意を天下萬世に貫徹せしむる所以である。是れ又臣子の至情黙する能はざる所なりとて、縷々版籍奉還の時機を失すべからざる理由を陳述したのである。藩主は木戸の言を嘉納せられたけれども、長藩内の有様は依然異論紛々本末を顛倒して畷々種々の疑惑を醸成する次第であつたから、木戸は之を慨歎し「今日之國情只眼下之事ヨリ故障を起し、萬里外の大機を誤ら遂に積年之大趣旨何事たるを不知に至る。

難圖苦思如剖胸中、獨只對秋天不覺淚滿襟也」と言はしむるに至つたのである。

斯の如くにして、木戸も如何とも施すに術なき有様であつたが、偶九月十三日大久保が御東幸の事に關して歸京するに及び、木戸は先づ大久保に説きて、薩長相提携して此至大の難問題を解決するの外良策なしと思惟し同月十八日木戸は大久保と見會して始めて版籍奉還の秘事を披瀝し、之を薩藩より提唱せしめんと圖つたのである。乃ち彼の日記同日の條に「朝後藤に到り機務大久保ニ語ル事ニシテ表面ナリを談じ、十二字過共に參朝」とし、其の欄外に「此日大久保市藏に秘密事を談す、彼一諾盡力すと云ふ、余久敷期心不能施遺憾也、實ニ皇國千載に關涉せしことに付、元より功名は度外に抛ち人の手を以て其忠を遂げ、聊々爲君父、爲皇國相盡所以也、雖大久保未能語與意只表面の條理而已にして止めり、實に今日の遺憾なり」とあるものは是れで

ある。是時大久保は版籍奉還問題に就きては夙に焦慮する所であつたから、直に木戸の提議を決諾し、即日小松帶刀の寓に到り、伊地知貞馨、岩下萬平等と相會して審議し、愈々版籍奉還の事を薩藩より提唱するに内決し先づ藩論の一定を圖ると共に、伊地知を藩主の内使として長藩主に謁せしめ、其意嚮を開陳せしむる等着々として劃策する所あつたのである。

是時に當つて九月二十日車駕京都を發し御東幸あらせらるゝこととなり、岩倉公木戸等之に扈從し大久保は遅れて二十三日東下したが、この前日を以て會津城陥り、次いで莊内、長岡、盛岡の諸藩も降り、十月十三日東京に御着輦前、既に東北は平定に歸したのである。是に於て同月十七日萬機親裁の詔を發せられ、その翌日鎮將府を廢し、征討諸軍を班へさしむることとなつた。丁度この萬機親裁の詔を發せられた日に、伊藤は兵制更革

凱旋兵統馭に就きて左の建白書を朝廷に差出したのである。

兵庫縣知事臣伊藤博文謹ンテ北地凱陣ノ兵ヲ處スルノ策ヲ上言ス、抑本邦ノ政體ニオケルヤ、上古ハ文武共ニ權朝廷ニアリテ文以テ教化シ、武以テ威鎮ス、其樞機皆天子ヨリ出テ、一人敢テ之ヲ冒スモノナシ、然シテ時代漸ク變化シ、文教盛ナルニ從テ武威下ニ流レ其權終ニ源平二氏ニ歸ス、源賴朝日本總追捕使ノ任ヲ受テヨリ政令全ク將門ニ墜、今日ニ至ルマテ其制ヲ革ムルアタハズ、其故何ソヤ、中古以來ノ公卿大臣逸テムサボリ勞ライトヒ從ニ言辭ヲ以テ武臣ヲ使フ、武臣モ其初ハ眞ニカテ朝廷ニ盡セシナルドモ、終ニ國家ノ大弊トナレリ、夫兵卒何レノ處ニアリヤ、其本土地ニアリ、將門能ク土地ニ在ルノ人民ヲ使ヒ、之ヲヨクフクサシメ、人民モ亦之ニフクシテ終ニ土地人民共ニ將門ニ歸シ、其末諸侯トナリ、封境トナリ、一塊モ朝廷ノ有ニアラザル如キノ形勢ニ立至リシニ幸ニ復古ノ時來リ、逆賊殲滅シ、文武ノ權、朝廷ニ歸スルニ至ル、

然シテ其賊ヲ討シモノハ何ゾ、兵力皆諸侯ヨリ出テ、朝廷猶一卒ノ親衛ナシ、而シテ何ヲ以テ諸侯ヲ威鎮シ海外各國ニアタランヤ、夫治國ノ術豈唯仁德ノミヲ以テ論スベケンヤ、兵威モ亦盛ンニ備ラズンハアルベカラズ、此方ヲ立ル如何、今ヤ衆賊平定セシコトナレバ必征討ノモノテ重賞セサルヲ得ズ、論者曰ク北地既ニ平定セシト雖モ、餘孽尙アラシ、故ニ總督ヲ始メ兵士ニ至ルマテ其土ヲ裂與ヘバ一ハ感賞ノ道トナリ、一ハ鎮撫ノ術トモナラント、是必衆議ノ起處ニアルヘケレトモ、臣カ卑見ヲ以テスレバ然ラズ、自今後文明ノ治教ヲ施シ五洲各國ト並立ント欲スルヤ、世祿ノ制ヲ以テ國政ヲ立ル不能ハ人々ノ知所ナリ、況ンヤ諸藩忠勇之將士憤戰激闘身ヲ奪テ不顧爲國ニ賊ヲ亡シ其勞ヲ厭ハザルハ皆愛君愛國ノ赤心ヨリ出テ、豈ニ他ニ求ル所アリテ然ランヤ、雖然其功績已ニ成リテ朝廷何ソ其功ヲ賞セザルヲ得ンヤ、而シテ今之ヲ封境ノ臣トナシ、僻隅ノ地ニオカバ其諱憚セラル、ノ懷ヲナシ却テ其報國ノ本志ヲ達セシムルノ道ヲ遏絶センコトヲ恐ル、將

士モ亦豈默然トシテ此ニ安ンセンヤ、又之ヲ其藩々ニ退カシメ、藩主ニオ井テ尋常ノ賞ヲ行フトモ將士豈是ヲ足レリトシ、區々タル藩國ニ退居センヤ、夫大政一新ノ際ニアタリテ國家ニ大害ヲナセシモノ會賊ニ過グベカラズ、此賊ヲ除キシモノ其功世ニ冠タリ、然レバ大ニ其功ヲ顯ハサズンバアルベカラズ、抑普天之下率土之濱王臣ニ非ラサルナケレバ諸侯ニ所置ノ兵皆天子ノ兵ニシテ天子是ニ令ヲ傳ヘバ百萬ノ衆モ動クベケレドモ朝廷ノ兵權ハ名ノミニテ其實諸侯ニ握ル故ニ朝廷ノ力弱シ力弱ケレバ下ヲ御スル能ハズ、今コノ制ヲ立テズンバ終ニ中古以來ノ代ノ如ク又朝廷ハ唯々タルニ至ラン、若カズ此機ニ乘ジ北伐ノ兵ヲシテ改メテ朝廷ノ常備隊トシ總督軍監參謀以下皆至當ノ爵位ヲアタヘ之ニ兵士ヲ司サドラシメ兵士ニモ亦班秩アリテ各其處ヲ得サシメ、大ニ歐洲各國ノ兵制ヲ折中シ以新ニ我兵制ヲ改革シ、朝廷親ク是ヲ統御セバ今海内ノ兵北地ニ向ヒシヨリ強キハナシ、是ニ加ルニ能練磨セバ其力益盛大ニシテ、内ハ不庭ヲ制シ、外ハ萬國ニ對シ以テ不

可耻也、諸將士モ天子親臨ノ恩ヲ戴クバ樂ンテ服從シ、今方一新ノ際、始テ文武ノ二權天子ニ歸シ、然後國威皇張復古之勢全ク成ベシ則一ハ征討ノ兵士ヲ始メ二ハ朝廷ヲ助ケ、三ハ威武ヲ海外ニ輝サン、是則今日ノ急務也、願クハ朝野ノ公議ヲ經テ萬分ノ裨益タラント欲シ、臣ガ至愚ヲ不願謹テ上言ス頓首再拜

明治元年十月十七日

右の建白書は勿論直接に版籍奉還の事に言及して居るのではない。藩制を打破して先づ兵權を朝廷に收むるの急務を説いたものである。而して此建白が直に採用せられたといふ次第ではなかつたが、政府に於ては是月二十八日を以て藩治職制を公布し、各藩に執政、參政、公議人及家知事を置かしむることとし、尋いで公議所を東京なる舊姫路藩邸に設け、天下の公論を以て國是を議することゝ定めたのである。是れ政府が直接藩政に干渉せる端緒であつて、事實上藩制打破に着手した第一

歩と見るべきものである。この結果として、諸藩に於ては何れも藩政の一大革新を餘儀なくせられた。兵制の改革も無論行はねばならなかつた。然るに一方東北の平定と共に續々凱旋する諸將士は戰勝の餘威に乗じて將に衝天の勢を呈する有様であつたから、薩長諸藩の如きは此等の諸將士を克く制御して藩政を更革するは頗る至難とせざるを得なかつたのである。是に於て大久保は深く之を憂慮し、速に京都に赴きて小松等と再會し版籍奉還並薩藩々政改革問題に就きて密議する所あらんとし、之を岩倉公に諮つた。ところが、岩倉は諸般の事情の爲に車駕還幸の時迄、大久保の滯留せんことを懇望せられたが爲に大久保も已むなく之に従つたのである。

既にして同年十二月八日車駕西還あらせらるゝに及び、大久保は之に扈從し、木戸は尙ほ東京に留まることゝなつた。而して木戸は屢々岩倉公に



進言し大政一新之大旨趣を論じて、大いに天下の兵力を養ひ又會計の基礎を確立して皇國維持の目的を立てざるべからざる所以を説き、深く思を皇國の前途に致したのである。されば岩倉公も木戸の言を善とし、同月十四日即ち公が西歸の前日更に木戸に前途の要件を下問せられた。仍つて木戸は數件を以て之に答へたが、其中で征韓論と版籍奉還は彼の二大策と稱するものであつた。彼の日記の大意によれば二大策の一は速に天下の方向を一定し、使節を朝鮮に遣して彼の非禮を詰問し、彼若し我に服従せざる時は其罪を鳴して攻撃し、大に神州の威を伸張すべきである。然るときは國內の人心も忽ち一變して、遠く海外の舉動に注目し、同胞相闘ぐが如き惡弊隨習を一洗して、國家を裨益する所大なるものあるべしとし、他の一は天下未だ大義名分定まらず、諸藩は依然として土地人民を私有して居る。今一新の際に當り、一旦諸藩

の版籍を悉く朝廷に奉還せしめ、然る後更に一定の規範を立て、之を處分せば、天下後世に涉りて判然名分を立つることを得、且不忠不義の臣も出づること無からしむる所以なりとし、尤も此事に關しては、當春來竊に苦心盡力せしも時機未だ到らず、種々なる情實の爲に、暫く之を發するに至らなかつた。去りながら此儘空しく時日を経過する時は、遂に天下後世の爲に機を誤ることのあらん、今日已に業に機を失し、又今日を失する時は遂にその機なしといふべきである。仍つて已むなく過般之を大久保に謀つて、薩藩主より口を開かしめんとし、其快諾を得た次第である。而して愈之を實行するに當つては、一人も同意の諸候の多き事は邦家の爲に祈る所であるが、先づ薩長兩藩主をその魁首となさん事を願ひ、其機宜を岩倉公に開陳したるに、公は大に之を歎稱せられたのである。乃ち岩倉公は版籍奉還を以て尤も急務とせら

れたのであつたから、木戸は更に之に關して三條公に進言し、彼が春來の宿論は漸く之を貫徹すべき機運に向つたのである。

岩倉公は木戸と會談の翌日、豫定の如く西歸の途に下り、同月十九日關ノ宿にて車駕に追従し大久保等と共に二十二日京都に着せられた。當時大久保は江戸發途前に於て、既に木戸と版籍奉還問題に就きて熟議し、その企劃略ぼ定まるものあつて、萬事大久保の任とする所であつた。岩倉公亦木戸の意見に聞きその實行を逕憑さるゝ次第であつたから、自然岩倉公と大久保の間にはこの問題が交換されたのである。乃ち大久保は京着の翌々日、岩倉公に大に國家の前途に就きて開陳する所あり、翌二十五日直に下阪して小松、吉井、伊地知等と會し、茲處に版籍奉還の上表並薩藩々制改革問題を凝議しつゝ遂に越年し、翌くれば二年正月元旦早々又小松、吉井、伊地知等に會し、先づ

薩藩々制改革の草案を治定し、版籍奉還の上表に就きては、専ら伊地知をして之に當らしむることに決して、同月三日大久保は大阪を辭して歸京したのである。大久保の日記二年正月九日の條に「今晚岩輔相卿御出段々御談し拜承、尙見込申上候様御沙汰十二時比御歸」とあるは恐らく右の版籍奉還問題に關したものであらうと思ふ。然るに其後大阪よりは何等の沙汰もなく、遷延數日に及ぶ次第であつたから大久保は同月十日小松、吉井、伊地知等に書狀を發して之を督促したのである。仍つて小松は翌十一日之に答へ「土地人民御返上云々御建白不運之段細々被仰越之赴承知、誠に以て案外之次第、右一條者過日御下阪之折も申上候通に而多分唯今頃者御差出も相濟候事と實者御沙汰云々を奉待候都合之處豈計らん不運之次第實に當惑仕候、右に就而者兼而御承知の通伊地知專曳受相成居、右様之不都合に而者甚不相濟事にて同人

今夕より上京可致との事に御座候故其筋可然との  
愚存にも御座候故罷上候は、篤と御談合可被下候  
夫故細々不申上候返すくも重大之事柄間違候段  
第一小生にも甚不行届之罪難免候」と言ひ伊地知  
は早速上京して十二日大久保と談合するに至つた  
是時に當つて薩長二藩の離間中傷を企つるものも  
少くなかつたが、木戸大久保等の素志は一藩にて  
も版籍奉還に同意者の多きは望む所であつたから  
大久保は長藩の廣澤兵助と闘り、土藩をも之に加  
はらしめんと欲し、土藩の後藤並板垣退助を説く  
に至つたのである。偶十二日後藤は東下の命を受  
くるに至つたからして、大久保は廣澤板垣と一夜  
圓山端察に會し、薩長土三藩連合して愈版籍奉還  
の上表を出すことの合議をなした。大久保の日記  
正月十四日の條に「今夜於圓山長土廣澤板垣等及  
一會候」とあるは即ちこの時の事である。尙ほ是  
日大久保が岩倉公に答へた書中にも「今日者圓山

端察におひて長ノ廣澤初め土ノ乾等長土薩取會仕  
吉井紙面ニ相見得候土地人民返上一條合議仕候三  
藩に於ては彌相疑はず、土州殊の外憤發に御座候  
間、御安堵奉願上候右一會にて只今歸宿仕御受延  
引仕候不敬御許容奉仰候」とある。然るに其後又  
肥前藩もこの連合に加入せしめんといふ説が起つ  
たが爲に、大久保廣澤等は更に肥藩土副島種臣、  
大隈重信を説くことゝなつたのである。この間に  
於て伊地知は薩藩主島津忠義の版籍奉還許容の沙  
汰を受け、更に其御使者となつて長藩邸に赴いた  
長藩主は無論同意の返報であつて。土藩は當時東  
京に滞在中なる老公容堂にも一應内議の必要を感  
じたが、匆卒の際、その餘裕はなかつたが爲に上  
京中の藩主山内豊範の獨斷にて連署に同意せられ  
又肥藩主鍋島直大は在國中であつたが是亦上京中  
の老公閑叟の同意取計を以て茲に四藩主の連署上  
表書全く成り、愈是月二十日を以て之を朝廷に差

出す事に決したのである。ところが都合によつて是月廿三日上表奏請の手續となつた。廣澤兵助が是月十九日付を以て藩國參政に宛て、贈つた書翰の一節は這般の消息を最も明細に語るものである乃ち左に其一節を掲ぐ。

一去秋 殿様當地御發途前薩州より御内使伊知地曹之允被差登、封土兵馬之權御返上之建白一件今日迄彼是御遷延相成居候處自今王政御一新、府藩縣一途之御政令被爲舉行候御目的は實に此一事にありま於諸藩も有志之輩大に論ずる所なり依之頃日御差出か好機會に可人等大に懇親す、於世間充薩長を離開せんご陰謀を廻らす族又不少に付尤無内外三藩熟議いたし候付折柄土佐少將公御上京にも相成候御事に付斯く重大之事件御建白被爲在付而は御加名を尤欲する次第に付得斗土藩え及示談候處、大に同意、素より容堂公にも兼而其差思召も有之事に付同公東京御滞在中に付而は御相談無之而は不相濟候得共又此好機會失し候而は折角上言之

御所詮も無御座之の御事に而少將公斷然御同意相成候御事に御座候且又肥前にも昨年關東與羽北越等戰爭中より萬事薩長同志に申筋にて殊更關叟公は御有名なるを以て又諸藩を壓倒するに足る故、大久保一藏申談參與にて彼藩副島次郎、近日參與被命兼外國副官事大隈八太郎等え得斗謀し合候處、更に無異論早速老公え申上候處一夜御熟考に而速に御同意被爲在御當主此節御在國候得共其段委曲可申越ニ付御加名いたし吳候様に大久保弟兩人え御懇に被仰聞候故終に四藩御連名にて明二十日重臣一同參朝差上候筈に相決申候右形行丈け申上置御書面は追而飛脚便を以右仲より差送可申候此御實行御運方種々議論も可有之、縮り公論に御着可致候、實に朝令之天下に貫徹するは只藩政にあり、形は封縣にしても其實郡縣之御體裁相立不申而は皇國之御基本は決而不相立事に奉存候

是に於て翌二十四日朝廷之を嘉納せられ、尙ほ東京御再幸の上公論を竭され、何分の御沙汰あるべし、尤も版籍は一應取調録上すべしと指令せられ

た。而して是日因州藩主池田慶徳が薩長土肥四藩の上表に倣つて、同じく版籍奉還の上表を朝廷に

出したのを始とし、列藩相踵いで上表奏請をなすに至つたのである。

## 郢曲及び今様について

文學士 志田 義秀

前稿に於て、私は雜藝に對する私見を概説し、且郢曲及び今様をも概説した後に到達すべき結論としての圖表をも豫め掲げたが、従つて本稿に於て郢曲及び今様に對する私見を開陳して、彼の圖表を證據立てねばならぬのである。

郢曲といふ語の支那起原の語である事は、歌儷品目に述べて居る通りである。同書に、

文選鮑明遠翫月城西解中詩ニ、蜀琴抽白雪郢曲發陽春李善註ニ、客歌郢中故曰郢曲也トミヘタリ。客歌郢中トハ、宋玉ガ賦ニ出タリ。

と云つて居る。宋玉の賦とあるのは、同じ文選にある宋玉の「對楚王問」の賦を云ふので、同賦中の宋玉が襄王に對へて曰ふ語の中に、「客有歌於郢中者云々」とあつて(郢は楚の國都の名)其歌つたもの、中の高尙な歌曲として陽春白雪なるものが見えるのである。鮑明遠の詩句及び李善の註は、即ち之を云ふのであるが、郢曲は元來は楚の歌曲を云ふのであるけれども、轉じて廣く俗曲の意に用ひるのである。我國の文獻で此語の見え來るのは、懷風藻に見える山田史三方の「秋日於長王宅宴新羅